

## 2. 企業の自主的な環境マネジメントシステムの展開

### 環境マネジメントの意義

- 環境と経済の統合を図るためには、経済社会活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていくことが重要。
- そのためには、幅広い事業者が、単に規制を遵守するだけでなく、その活動全体にわたって、自主的かつ積極的に環境保全の取組を進めていくことが必要。
- 環境マネジメントは、そのための有効なツール。

### ISO14001 (環境マネジメントシステムの国際規格)

#### ISO14001の概要

○ ISO14001は、環境マネジメントシステムの仕様(スベック)を定めた規格であり、ISO規格に沿った環境マネジメントシステムを構築する際に守らなければいけない事項が盛り込まれている。

○ ISO14001の基本的な構造は、PDCAサイクルと呼ばれ、(1)方針・計画(Plan)、(2)実施(Do)、(3)点検(Check)、(4)是正・見直し(Act)というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくというものである。

#### 日本

○ 我が国のISO14001審査登録件数は2004年2月現在で14,309件(世界全体の約2割)に上っており、我が国の登録件数が世界の国々の中では最も多。

○ 日本では、当初、電気機械・一般機械・化学工業といった輸出型の業種でISO14001認証取得が伸びを見せたが、最近では、環境マネジメントシステムの構築を通じた環境配慮の実践、取引先の要請などから様々な業種に広がりを見せている。

欧州(EU圏内)でのEMASの認証取得件数は2003年12月現在で3,718件

#### 欧州

欧州(EU圏内)でのISO14001審査登録件数は2004年2月現在で23,607件

#### 米国

米国のISO14001審査登録件数は2004年2月現在で3,474件

世界全体でのISO14001審査登録件数は2004年2月現在で61,287件

### EMAS (EU独自の環境マネジメントシステム規格)

#### EMASの概要

- 欧州独自の環境マネジメント・監査規格であり、以下の五つの要求事項を満たした組織・事業所を認証。
  - ① 環境レビューの実施
  - ② 環境マネジメントシステムの実施と環境監査
  - ③ 環境パフォーマンスに関する環境声明書(一種の環境報告書)の作成
  - ④ 環境声明書の第三者人による検証
  - ⑤ 環境声明書の所轄官庁への提出と公表
- 認証取得事業者は、環境優良企業として官報に告示。また、ロゴマークの使用が可能。

#### ISO14001とEMASとの比較

EMASは、ISO14001と比較すると、次のような特色を有している。

- ① 環境声明書が公表され、情報公開が行われている。
- ② ISO14001は環境パフォーマンスを直接の対象とせず、環境マネジメントシステムのみに関する規格であるのに対し、EMASは、環境マネジメントシステムに加えて、環境パフォーマンスも重視している規格となっている。

## ① ISO 14001 の特徴

環境マネジメントシステムの代表的規格である ISO 14001（国際標準化機構（ISO）が定めた環境規格）は、次のような特徴をもっている。

- 環境方針の策定などに最高責任者の関与を求め、トップダウン型の規格である。
- 継続的改善を目指した PDCA により構成される規格である
- ISO 14000 シリーズのうち、唯一の認証に用いられる規格であり、適用対象の組織を限定せず、活動、製品・サービスに関連する部分を対象とする。
- 事業者の経営面での管理手法を定めたシステム規格であり、具体的な対策の内容や水準を定めたものではない。

国際標準化機構（International Organization for Standardization : ISO）

ISO は各国の代表から成る国際標準化機関。民間の組織であり、本部はスイスのジュネーブにある。  
日本からは、日本工業標準調査会（JISC）が参加している。

ISO 14001 の認証

環境マネジメントシステムが ISO 14001 の要求事項に適合しているかを、第3者機関である審査登録機関が審査し、適合することが認められる場合に、（財）日本適合性認定協会（JAB：日本における認証機関）に登録し、公表する制度を認証という。

ISO 14001 環境マネジメントシステムのモデル

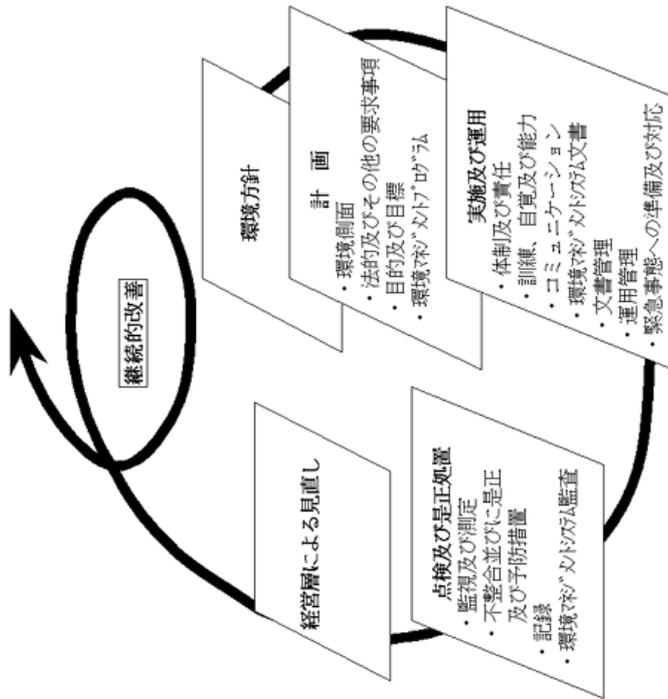
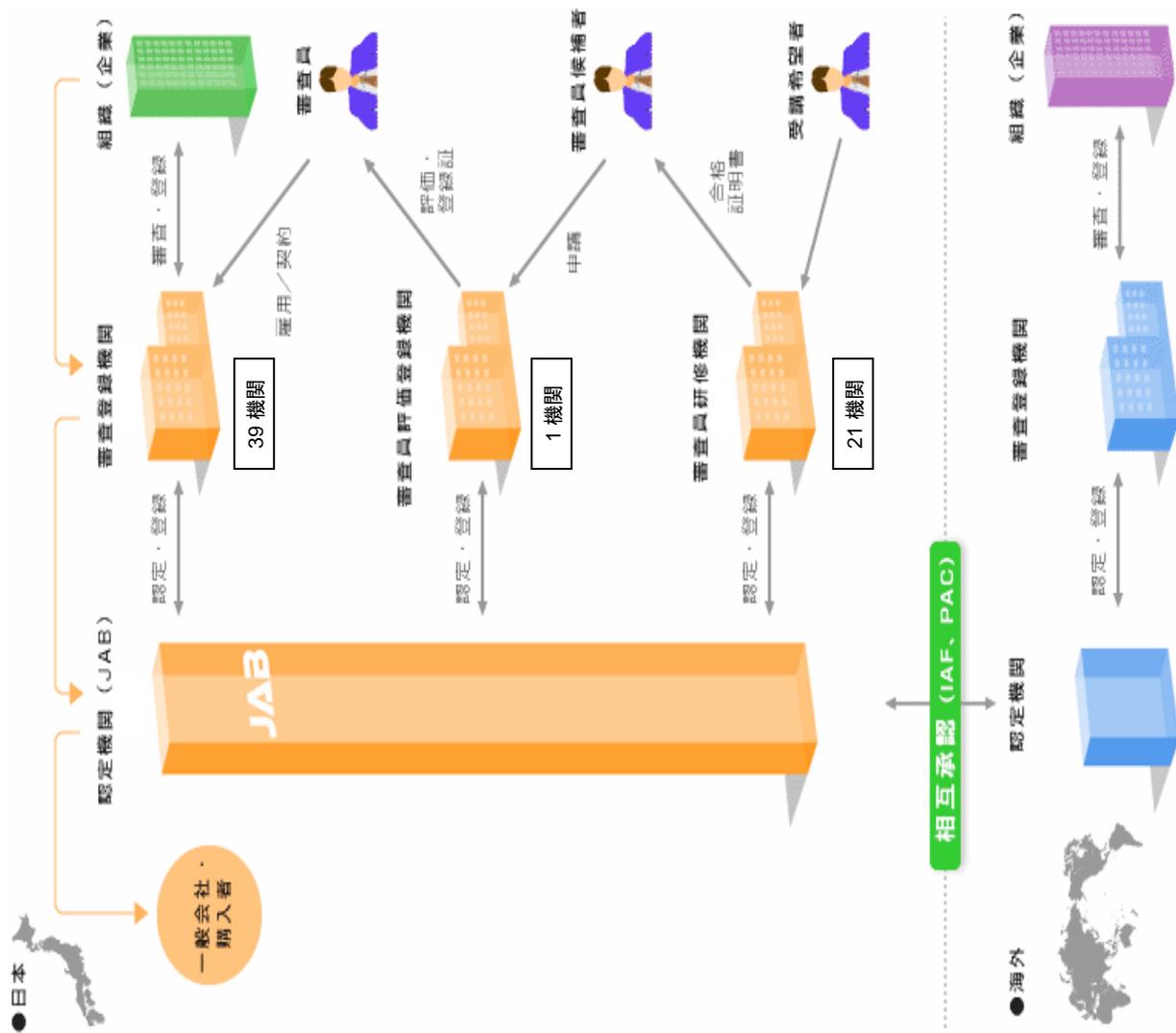


図 1 : I S O 14001 環境マネジメントシステムのモデル

出典：環境省の HP

ISO 14001 の構成	
4.2 環境方針 環境方針の制定及び公表	
4.3 計画 <PLAN> 環境側面の特定及び、環境目的や目標等の文書化	
4.3.1 環境側面	
4.3.2 法的及びその他の要求事項	
4.3.3 目的及び目標	
4.3.4 環境マネジメントプログラム	
4.4 実施及び運用 <DO> 効果的な環境マネジメントの実施に必要な手順の確立及び、運用の実施	
4.4.1 体制及び責任	
4.4.2 訓練、自覚及び能力	
4.4.3 コミュニケーション	
4.4.4 環境マネジメントシステム文書	
4.4.5 文書管理	
4.4.6 運用管理	
4.4.7 緊急事態への準備及び対応	
4.5 点検及び是正処置 <CHECK> 環境に影響を及ぼす可能性のある工程の監視及び管理の実施、環境 監査の手順の確立及び実施	
4.5.1 監視及び測定	
4.5.2 不適合並びに是正及び予防処置	
4.5.3 記録	
4.5.4 環境マネジメントシステム監査	
4.6 経営層による見直し <ACT> 経営層による一定期間ごとの見直し	

審査登録機関等の認定



各機関の機関数は2003年11月1日現在

出典：(財)日本適合性認定協会のHP